



第6期 おだわら高齢者福祉介護計画 概要版

平成27年度～平成29年度

この計画は

老人福祉法及び介護保険法に基づき、小田原市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組み内容を示すとともに、介護サービスの見込量や介護保険料などを定めています。

また、第6期計画ではいわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えたものとして、中長期的な視野に立った施策の展開を図っています。

◆基本理念 「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」(ケアタウンおだわら)をめざして

◆重点指針 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを健康に続ける

医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供

フレックティブ・エイジングの推進

支えが必要な存在から支える存在へ

元気な高齢者が生産的な仕事へ従事する



小田原市の現況

小田原市の人口は減少傾向にありますが、高齢者人口は増加しており、平成25年に高齢化率が25%を超え、市民の4人に1人が高齢者という状況になりました。今後もこの傾向は続き、平成37年度には高齢化率が30%を超える見通しです。

また、これに伴い要支援・要介護認定者数も増加を続け、平成37年度には11,890人にのぼる見込みです。

高齢化率の推移と見込み

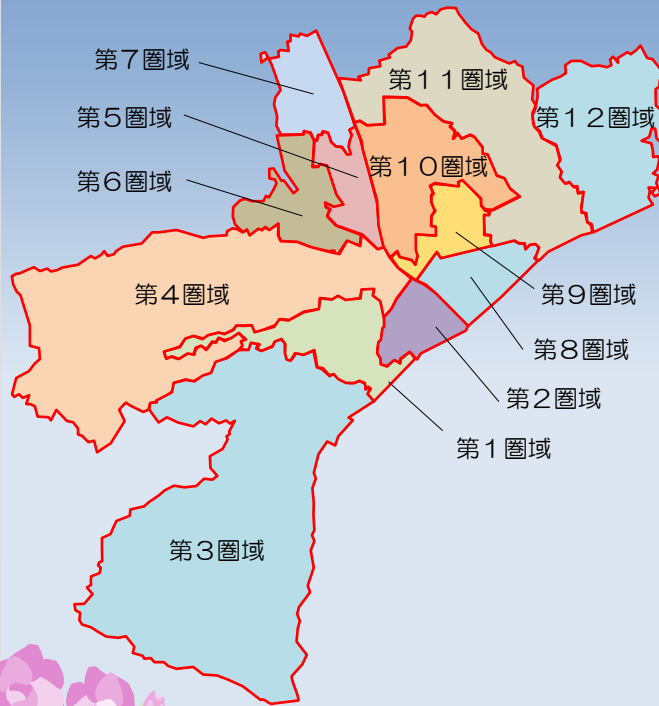
年度	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H28	H29	H37
高齢化率(%)	16.7	18.6	20.6	23.0	24.6	27.5	28.1	28.7	30.5

要支援・要介護認定者数の推移と見込み

年度	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H28	H29	H37
要支援・要介護認定者数(人)	3,158	4,919	5,767	6,279	7,536	8,666	9,022	9,418	11,890

日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムを推進するにあたり本市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的要件を踏まえて、日常生活圏域を次のとおり設定します。



圏域	自治会連合会名
第1圏域	緑、万年、幸、芦子
第2圏域	新玉、山王網一色、足柄
第3圏域	十字、片浦、早川、大窪
第4圏域	二川、久野
第5圏域	東富水
第6圏域	富水
第7圏域	桜井
第8圏域	酒匂・小八幡、富士見
第9圏域	下府中
第10圏域	豊川、上府中
第11圏域	曾我、下曾我、国府津
第12圏域	橘南、橘北

基本方針と施策の展開

基本方針1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

プロダクティブエイジングの視点で、高齢者の能力を発揮し、社会の活力を支える存在として、いきいきと活動できるよう、ハード・ソフトの両面から支援します。

生きがいつくり・社会参加の促進

【事業内容】

- ◆アクティブシニア応援ポイント事業
- ◆生きがいふれあいフェスティバル開催事業
- ◆老人クラブ活動補助事業
- ◆シルバー人材センター運営補助事業
- ◆敬老行事・長寿祝事業
- ◆老人クラブ加入促進事業
- ◆シルバー人材センター活用事業
- ◆社会参加連携事業



外出支援・多様な活動の促進

【事業内容】

- ◆高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業
- ◆福寿カード配布事業
- ◆高齢者外出支援関連情報提供事業
- ◆生きがいふれあいセンターいそしぎ・前羽福祉館・下中老人憩の家管理運営事業

福寿カード



基本方針2 地域における高齢者支援体制の強化

高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けられるよう、地域包括支援センターを増設し、拠点整備を進めていくとともに、多職種が連携して、認知症をはじめとする要介護高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めます。

地域包括支援センターの増設と機能強化

【事業内容】

- ◆地域包括支援センター運営事業
- ◆地域包括支援センター増設事業
- ◆地域ケア会議開催事業
(個別、圏域)
- ◆基幹的な役割の地域包括支援センターの研究



認知症高齢者支援策の強化

【事業内容】

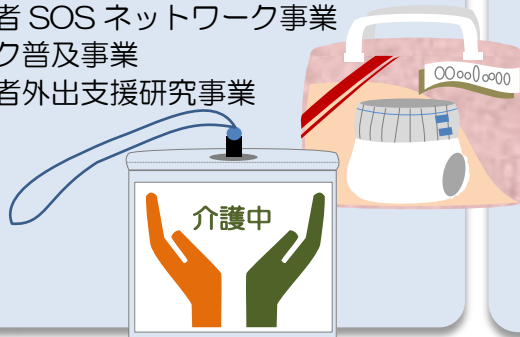
- ◆認知症支援推進事業
- ◆認知症ケアパス構築事業
- ◆認知症地域支援推進員設置事業
- ◆認知症初期集中支援事業
- ◆成年後見制度利用支援事業
- ◆おだわら市民後見人養成事業



家族介護者支援の充実

【事業内容】

- ◆家族介護教室開催事業
- ◆家族介護用品支給事業
- ◆徘徊認知症高齢者探索事業
- ◆徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業
- ◆介護マーク普及事業
- ◆家族介護者外出支援研究事業



高齢者の暮らしを支える取り組みの充実

【事業内容】

- ◆高齢者救急要請カード配付事業
- ◆独居老人等緊急通報システム事業
- ◆福祉タクシー利用助成事業
- ◆生活応援隊事業
- ◆高齢者住居支援関連情報提供事業
- ◆要配慮者支援対策事業
- ◆高齢者見守り事業



高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

【事業内容】

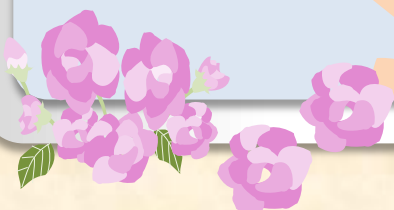
- ◆老人ホーム入所等措置事業
- ◆養護老人ホーム入所判定事業
- ◆緊急一時入所事業
- ◆高齢者虐待防止
ネットワーク事業



在宅医療・介護連携の推進

【事業内容】

- ◆おだわら地域包括ケア推進会議開催事業
- ◆在宅医療・介護連携事業
- ◆在宅医療・介護サービス情報発信事業



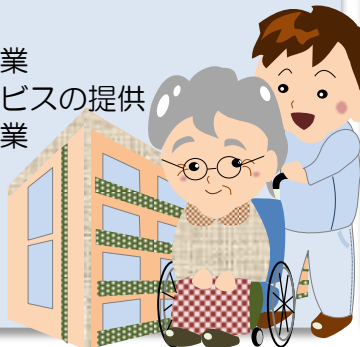
基本方針3 保険給付事業の円滑な運営

高齢者が要介護状態になっても、その有する能力に応じ、安心して自立した日常生活を営むことが出来るよう、保険給付事業を円滑に運営します。

介護（介護予防）サービスの適切な提供

【事業内容】

- ◆要支援・要介護認定事業
- ◆介護（介護予防）サービスの提供
- ◆介護保険施設等整備事業
- ◆介護サービス事業者の指定
- ◆介護人材確保支援事業



介護（介護予防）サービスの質の向上

【事業内容】

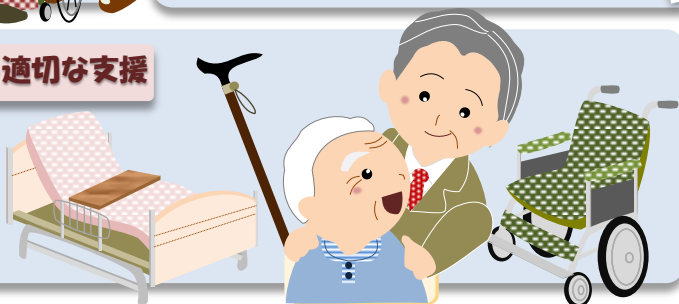
- ◆介護サービス事業者指導・監査事業
- ◆介護サービス事業者支援事業
- ◆ケアマネジメント技術向上支援事業
- ◆介護相談員派遣事業
- ◆介護給付適正化事業
- ◆居宅介護支援事業者等補助事業



介護（介護予防）サービス利用者に対する適切な支援

【事業内容】

- ◆社会福祉法人等利用者負担軽減事業
- ◆高額介護サービス費等の給付
- ◆介護サービス情報公表



基本方針4 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の円滑な運営

要支援者等の多様なニーズに対応するため、多様な主体による多様なサービスを提供します。地域とのつながりを維持しながら、安心して在宅生活を継続できるように、地域の支え合いの体制づくりを推進します。また、介護予防を充実することで、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の促進

【事業内容】

- ◆生活支援協議体の設置
- ◆生活支援コーディネーターの配置
- ◆生活支援事業主体の育成・支援
- ◆地域の生活支援・介護予防サービスの情報提供



介護予防・生活支援サービス事業の円滑な実施と充実

【事業内容】

- ◆訪問型サービスの提供
- ◆通所型サービスの提供
- ◆その他生活支援サービスの提供
- ◆介護予防ケアマネジメントの実施



介護予防事業の充実

【事業内容】

- ◆介護予防把握事業
- ◆介護予防普及啓発事業
- ◆地域介護予防活動支援事業
- ◆介護予防事業評価事業
- ◆地域リハビリテーション活動支援事業



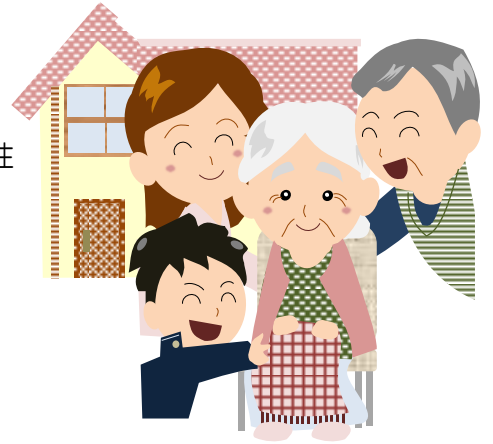
介護サービス及び地域支援事業の見込量

1. 居宅サービスの見込量

多くの高齢者が、介護が必要な状態になっても現在の住まい等で介護サービスを受けたいと望んでいるため、居宅サービスに対する需要は、要介護・要支援認定者数の増加とともに、引き続き伸びていくものとして、サービス利用量の増加を見込みました。

特に、「地域包括ケアシステム」の推進に伴い、今後ますます必要性が高まると考えられる（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーションについては、事業者の参入を促進し、供給量の確保に努めます。

なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援については、第6期中に予定している新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行等に伴う減少を見込みました。



2. 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスは、「地域包括ケアシステム」の推進に必要な不可欠なものであることから、今後ますます需要が高まるものとして、サービス利用量の増加を見込みました。

第6期計画においては、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する「看護小規模多機能型居宅介護」への事業者参入を促進します。

また、制度改正に伴い、平成28年度に小規模通所介護事業所が居宅サービスから移行するものとして、利用量を見込みました。



3. 施設サービスの見込量

施設サービスについては、要介護3以上の居宅介護サービス利用者の約19%が介護老人福祉施設への申込みをしていることからわかるように、施設への入所が必要な方は、今後も一定数が見込まれます。

介護老人福祉施設については、平成29年度に100床を整備するものとし、介護老人保健施設は、施設整備は行わないものとして、サービス利用量を見込みました。

介護療養型医療施設については、平成29年度までに廃止される予定であることから、段階的に減少するものと見込みました。



4. 施設整備計画

(1) 介護保険施設及び特定施設

介護保険施設及び特定施設については、そこで提供される介護サービスの単価が高く、介護保険財政への影響が大きいうえ、広域的なニーズも勘案した供給量の確保と調整を行う必要があるため、サービス見込量に応じた適正な規模の定員数を定め、計画的な整備を促進します。

介護老人福祉施設は、今後も一定数の入所が必要な方が見込まれるため、平成29年度に100床を整備します。この介護老人福祉施設の立地については、「地域包括ケアシステム」を推進する観点から、原則として市街化区域に整備するものとします。

施設種別	年度	整備済み	第6期			H37末整備済み見込み数
			H27	H28	H29	
介護保険施設						
介護老人福祉施設（床数）		808			100	1,008
介護老人保健施設（床数）		560				660
介護療養型医療施設（床数）		12				—
特定施設						
介護専用型特定施設（床数）		79				79
介護専用型以外の特定施設（床数）		1,123				1,123
その他の関係施設						
短期入所施設（床数）		282				282

(2) 地域密着型サービスの施設

地域包括ケアシステムを支える拠点として、地域密着型サービスの施設を積極的に整備します。また、本市では初となる看護小規模多機能型居宅介護の拠点を整備することとします。

施設種別	年度	整備済み	第6期			H37末整備済み見込み数
			H27	H28	H29	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（か所数）		1	0	1 (第8~12圏域内)	0	4
夜間対応型訪問介護（か所数）		1	0	0	0	1
認知症高齢者グループホーム（床数）		297	0	0	0	369
小規模多機能型居宅介護拠点（か所数）		5	0	1 (第11又は12圏域内)	0	12
看護小規模多機能型居宅介護（か所数）		0	0	1	0	4



5. 地域支援事業の見込量

介護予防事業及び介護保険制度改正に伴い、介護給付の一部サービス（介護予防訪問介護及び介護予防通所介護）を地域支援事業に移行し、介護予防事業として再編して、介護予防・日常生活支援事業（新しい総合事業）として実施します。この新しい総合事業については、各事業の延べ参加者を基に増加を見込みました。

また、包括的支援事業及び任意事業についても、地域の実情や高齢者等のニーズを把握しながら必要な事業について増加を見込みました。特に地域包括支援センターについては、更なる機能強化が求められており、その役割を果たすために増設を見込むなど、より地域に身近な高齢者のよろず相談所として、様々な関係団体や機関との連携を図りながら、地域全体で支えあうシステム作りを進めていきます。



介護保険料

介護保険料は、第6期計画期間における保険給付や地域支援事業に要する費用、第1号被保険者数等を勘案して算出します。

第1号被保険者の負担額

第6期計画期間の3年間における第1号被保険者の負担額は、次のとおりです。

	9, 995, 889千円	保険給付費に係る第1号被保険者負担額
+	480, 587千円	地域支援事業費に係る第1号被保険者負担額
-	265, 000千円	介護給付費等準備基金取崩額
<hr/>			
=	10, 211, 476千円	3年間の第1号被保険者負担額

第1号被保険者の介護保険料率

第1号被保険者の介護保険料率は、3年間の第1号被保険者負担額と所得段階別の被保険者数を勘案して計算します。

基準額（第5段階の保険料）は、**年額60, 720円（月額5, 060円）**です。



第1号被保険者の介護保険料の基準額

= 10, 211, 476千円..... 3年間の第1号被保険者負担額

÷ 98.55%..... 予定保険料収納率

÷ 170, 655人..... 3年間の補正第1号被保険者数（※）

（※）各所得段階の実人数に、保険料基準額に被保険者数に対する負担割合を乗じて得た人数の和

各所得段階における保険料一覧

所得段階	対象者		保険料		
			料率	年額	月額
第1段階	生活保護受給者等 世帯全員が市町村民税非課税者 で、本人の年金収入と合計所得金 額の合計額が80万円以下		×0.50 (×0.45) (×0.30)	30,360円 (27,320円) (18,210円)	2,530円 (2,277円) (1,518円)
第2段階	世帯全員が市 町村民税非課 税者で、本人の 年金収入と合 計所得金額の 合計が80万 円超	本人の年金収入 と合計所得金額 の合計額が 120万円以下	×0.73 (×0.48)	44,320円 (29,140円)	3,693円 (2,428円)
第3段階		本人の年金収入 と合計所得金額 の合計額が 120万円超	×0.75 (×0.70)	45,540円 (42,500円)	3,795円 (3,542円)
第4段階	本人が市町村 民税非課税(世 帯に課税者が いる)	本人の年金収入 と合計所得金額 の合計額が80 万円以下	×0.90	54,640円	4,553円
第5段階		本人の年金収入 と合計所得金額 の合計額が80 万円超	×1.00 (基準額)	60,720円	5,060円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が120万円未満		×1.20	72,860円	6,072円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が190万円未満		×1.30	78,930円	6,578円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が290万円未満		×1.50	91,080円	7,590円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が400万円未満		×1.70	103,220円	8,602円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が600万円未満		×1.80	109,290円	9,108円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が800万円未満		×1.90	115,360円	9,613円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が1,000万円未満		×2.00	121,440円	10,120円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、合計 所得金額が1,000万円以上		×2.10	127,510円	10,626円

()は、公費による軽減制度を反映させた場合の料率等であり、第1段階の0.45は平成27年4月から、それ以外は平成29年4月から実施する予定です。

【お問い合わせ】

小田原市 福祉健康部 高齢介護課 (TEL) 0465-33-1841
(FAX) 0465-33-1838